



平成 27 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社白洋舎
代表者名 代表取締役社長 五十嵐 素一
(コード番号：9731 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 小林 正明
電 話 03 - 5732 - 5111 (代)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 12 月 19 日付で公表した取締役に対する新たな報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1)処分期日	平成 27 年 5 月 18 日
(2)処分株式数	普通株式 124 千株
(3)処分価額	1 株につき金 257 円
(4)資金調達の額	31,868,000 円
(5)募集又は処分方法	第三者割当の方法によります
(6)処分予定先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(7)その他	該当事項はありません

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 26 年 12 月 19 日付で「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、その後、平成 27 年 3 月 27 日開催の第 122 回定時株主総会において、役員報酬として決議されました。（本制度の概要につきましては、平成 26 年 12 月 19 日付「役員退職慰労金制度の廃止及び株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度の導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①処分価額の総額	31,868,000 円
②発行費用の概算額	—
③差引手取概算額	31,868,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 32 百万円につきましては、平成 27 年 5 月 18 日以降、取引金融機関からの借入金返済等の運転資金に充当する予定であります。なお、支出実行までの資金管理につきましては、当社預金口座にて管理を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1カ月間(平成27年3月23日から平成27年4月21日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である257円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1カ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1カ月としたのは、直近3カ月、直近6カ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

また、処分価額257円については、取締役会決議日の直前営業日の終値262円に対して98.09%乗じた額であり、あるいは同直前営業日から遡る直近3カ月間の終値平均252円(円未満切捨)に対して101.98%乗じた額であり、あるいは同直近6カ月間の終値平均249円(円未満切捨)に対して103.21%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとしております。

尚、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した当社監査役4名全員(うち3名は社外監査役)が、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、役員株式給付規程に基づき、当初対象期間(平成27年12月末日で終了する事業年度から平成28年12月末日で終了する事業年度までの2年間)に当社取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成26年12月31日現在の発行済株式総数に対し、0.32%(小数点第3位を四捨五入、平成26年12月31日現在の総議決権個数38,338個に対する割合0.32%)となりますが、本自己株式処分により割当てられた当社株式は、役員株式給付規程に従い交付されるものであり、一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、本自己株式処分は、取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、当社の企業価値向上に繋がるものであることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

①名称： 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)

②信託契約(株式給付信託契約)の内容

- ・信託の種類： 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- ・信託の目的： 役員株式給付規程に基づき当社株式を受益者に交付すること
- ・委託者： 当社
- ・受託者： みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行は再信託受託者

となります

- ・受益者： 取締役を退任した者のうち、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ・信託契約日： 平成 27 年 5 月 18 日（予定）
- ・信託設定日： 平成 27 年 5 月 18 日（予定）
- ・信託の期間： 平成 27 年 5 月 18 日（予定）から信託が終了するまで

③上場会社と処分先との関係等

当社は、処分先との間に資本関係、人的関係および取引関係はございません。また、処分先は当社の関連当事者ではありません

(1)名称	資産管理サービス信託銀行株式会社		
(2)所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号 晴海トリトンスクエア タワーZ		
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森脇 朗		
(4)事業内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、 確定拠出年金の資産管理業務		
(5)資本金	50,000 百万円		
(6)設立年月日	平成 13 年 1 月 22 日		
(7)発行済株式数	1,000,000 株		
(8)決算期	3 月 31 日		
(9)従業員数	597 名（平成 26 年 3 月 31 日現在）		
(10)主要取引先	事業法人、金融法人		
(11)主要取引銀行	—		
(12)大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%		
(13)当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません		
人的関係	該当事項はありません		
取引関係	該当事項はありません		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません		
(14)最近 3 年間の経営成績及び財政状態	（単位：百万円、特記しているものを除く）		
決算期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
純資産	56,825	57,545	58,535
総資産	660,933	2,900,354	735,648
1 株当たり純資産（円）	56,825	57,545	58,535
経常収益	21,825	21,526	22,651
経常利益	1,078	1,296	1,911
当期純利益	527	794	1,169
1 株当たり当期純利益（円）	527.58	794.26	1,169.04
1 株当たり配当額（円）	105.00	160.00	240.00

* 尚、処分先は、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社であり、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報（企業行動規範等）に基づく調査により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 処分先を選定した理由

本信託導入に伴い、上記信託契約に基づき、再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社に設定されている信託E口に処分を行うものであります。

(3) 処分先の保有方針

処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、上記信託契約に基づき、信託期間内において、役員株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

当社は、処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成27年5月18日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確認書締結の内諾を得ております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から本制度に拠出される当初信託金が処分期日において信託財産内に存在する予定である旨、上記信託契約より確認を行っております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成26年12月31日現在）		処分後	
平賀秀夫合同会社	5.20%	平賀秀夫合同会社	5.18%
第一生命保険(株)	5.15%	第一生命保険(株)	5.13%
(株)みずほ銀行	4.69%	(株)みずほ銀行	4.68%
東京ホールセール(株)	4.60%	東京ホールセール(株)	4.59%
(株)大丸松坂屋百貨店	4.41%	(株)大丸松坂屋百貨店	4.39%
朝日生命保険相互会社	4.21%	朝日生命保険相互会社	4.19%
損害保険ジャパン日本興亜(株)	3.94%	損害保険ジャパン日本興亜(株)	3.93%
日新火災海上保険(株)	3.73%	日新火災海上保険(株)	3.72%
三井住友信託銀行(株)	2.77%	三井住友信託銀行(株)	2.76%
(株)廣瀬商会	2.70%	(株)廣瀬商会	2.69%

(注) 1. 処分後の大株主及び持株比率については、平成26年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております

2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して計算した所有株式の割合について、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております

3. 当社が保有している自己株式131,774株（平成26年12月31日現在）は、本自己株式処分後7,774株となります

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、希薄化率が25%未満であり、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
売上高	44,405	45,069	46,561
営業利益	731	1,113	1,003
経常利益	813	1,288	1,148
当期純利益	424	612	506
1株当たり当期純利益(円)	11.08	15.98	13.23
1株当たり配当金(円)	5.0	5.0	5.0
1株当たり連結純資産(円)	143.06	166.01	164.34

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	39,000,000株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始値	210円	213円	244円
高値	223円	255円	249円
安値	200円	205円	222円
終値	209円	244円	244円

②最近6カ月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始値	246円	245円	247円	244円	248円	253円
高値	248円	248円	249円	263円	254円	258円
安値	240円	241円	243円	243円	243円	249円
終値	247円	244円	244円	252円	253円	255円

③処分決議日直前取引日における株価

	平成27年4月21日
始値	261円
高値	264円
安値	261円
終値	262円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません

1 1. 処分要項

(1)処分株式数	普通株式 124 千株
(2)処分価額	1 株につき金 257 円
(3)資金調達額	31,868,000 円
(4)処分方法	第三者割当の方法によります
(5)処分先	資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)
(6)申込期日	平成 27 年 5 月 18 日
(7)払込期日	平成 27 年 5 月 18 日
(8)処分後の自己株式数	7,774 株

* 処分後の自己株式数は、平成 26 年 12 月 31 日現在の自己株式数を基準として記載しております。

以 上